

昭和町第6次総合計画

資料編

昭企第332号
令和2年12月25日

第6次総合計画審議会
会長 小松 勝 殿

昭和町長 塩澤 浩

昭和町第6次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

このことについて、昭和町総合計画審議会第2条の規定に基づき、意見を求めます。

諮問事項

昭和町第6次総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）の内容について

令和3年3月25日

昭和町長 塩澤 浩 殿

昭和町総合計画審議会
会長 小松 勝

昭和町第6次総合計画後期基本計画について(答申)

令和2年12月25日付、昭企第332号で諮問のあった昭和町第6次総合計画後期基本計画について、昭和町総合計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議・検討した結果、原案を妥当と認めますので下記のとおり意見を付してここに答申いたします。

記

1. この計画の推進にあたり、昭和町第6次総合計画基本構想との整合を十分に図られたい。
2. この計画を基に実施計画の策定にあたり、町民及び審議の過程で各審議委員から出された意見についても十分尊重されたい。
3. 限られた財源で、計画に示されたまちづくりの目標を達成するため、町議会の理解と協力のもと、施策の有効性や事業の必要性を十分検証し、その結果を公表するなど町民に分かりやすい計画の進行管理に努めるとともに、町民ニーズや財政状況の変化に伴う計画の修正や見直しにより、適切かつ柔軟な対応を図られたい。

昭和町総合計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 25 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、昭和町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、昭和町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 一般住民代表 | 3 人 |
| (2) 関係団体の役職員 | 5 人 |
| (3) 学識経験者 | 7 人 |

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に、調査研究等の会務を処理するため、幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 20 号）

この条例は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 14 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 25 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

昭和町総合計画審議会名簿

	所 属	役 職	氏 名
1号委員 一般住民 代表3人	区 長 会	会 長	秋山 正巳
	女性団体連絡協議会	会 長	三井 宣恵
	食生活改善推進委員会	会 長	清水ふみか
2号委員 関係団体の 役職員5人	ス ポ ー ツ 協 会	副 会 長	藤本 征男
	商 工 会	会 長	小松 勝
	社会福祉協議会	副 会 長	田中 憲治
	昭 和 町 消 防 団	団 長	今村 力
	釜 無 工 業 会	会 長	実原 俊明
3号委員 学識経験者 7人	監 査 委 員	代表監査委員	小林 一
	教 育 委 員	教育長職務代理	磯部 幸廣
	農 業 委 員 会	会 長	佐野 國夫
	文 化 財 審 議 会	会 長	田代 孝
	都 市 計 画 審 議 会	会 長	中澤 正志
	いきがいクラブ連合会	会 長	有賀 恵藏
	障 が い 者 福 祉 会	会 長	望月 藤雄

昭和町第6次総合計画 後期基本計画

令和3年3月

発行	山梨県昭和町 〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2
編集	企画財政課
策定支援	株式会社 サンニチ印刷 コンサルティング室
制作・印刷	株式会社 サンニチ印刷

昭和町第6次総合計画
後期基本計画

未来への
魅力あふれる昭和町

—暮らしやすさ一番を目指して—



町章

町名の頭文字「シ」を図案化し、
円形は町民の団結と平和を表すとともに、
中央の鋭角は産業文化の飛躍発展を端的に力強く象徴したもの、
中央のへは「富士の山」を意味づけしたものです。